

毎週火、金曜日発行（但休日は除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆告示 米飯提供業者の登録
とう精業者の登録
- 家畜伝染病予防法によるひな白痢検査の実施
- 土地改良区の換地計画の認可
- 鳥取県行政組織規則に規定する知事の特命事項
- ◆人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◆人委告示 昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の一部改正
- ◆公告 理容師試験及び美容師試験の合格者

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

米振 第九六号

昭三九、五、一 由谷正太郎

米子ストア

米子市東町三八

住所に同じ

〃 第九八号 "

岡本 幸枝 ぶたまん "

角盤町三の一〇五

" "

所 営業所の所在地
住所に同じ

一 実施の目的	ひな白痢予防のため
二 實施の区域	別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏
四 實施の期日	別表のとおり
五 検査の方法	ひな白痢急速凝集反応

鳥取県告示第四百四十八号

昭和三十九年七月三日

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所

倉振第一号 昭三九、五、二九 景井憲太郎 東伯郡赤崎町大字赤崎七三四

鳥取県知事 石 破 二 朗
実施期日 実施区域 営業所の所在地
各種鶏場巡回

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対しても検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月三日

別表	実施期日	実施区域	営業所の所在地
"	七月 六日	智頭町	各種鶏場巡回
"	七月 七日	"	住所に同じ
"	八日	"	
"	九日	用瀬町	
"	十日	河原町	
"	十一日	船岡町	
"	十四日	若桜町	
十七日	"	若桜町	
郡家町	"		

" 第九九号 "	若田 定吉	若 松 軒	上後藤
" 第一〇〇号 "	岩宮 栄子	ふみきり食堂	" 道笑町三
" 第一〇一号 "	江田 さき		
" 第一〇二号 "	西村かつよ	港屋旅館	" 大正町八三
" 第一〇三号 "	米谷・絹枝	米 谷	" 朝日町一〇九
" 倉振第一七三号 "	二九 堂後 紗子	堂後飲食店	東伯郡赤崎町大字赤崎一、〇九
" 倉振第一九六号 "	三一 芳尾二三子	鳥取栄養研究所	鳥取市片原五丁目二三三一
" 倉振第一九七号 "	二九 指 孝枝	常天旅館	東品治町二区五九B二九
" 倉振第一九八号 "	二九 山下 忍竹	味	鍛片原町三四
" 倉振第一九九号 "	二九 指 常吉	農協会館食堂	東品治町一五四
" 倉振七八三号 "	六、一八 山下 敏子	新 路	八頭郡智頭町大字智頭一、五一
" 日振五八号 "	四、三〇 山本 エミ	八 千 代	日野郡日南町生山

鳥取県告示第四百四十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第二百三号)第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおり精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

鳥取市東品治町一
九の五

三 換算は、同一換算率の経歴の期間を合算した期間について月計算をもつて行ない、端数のある場合は、切り上げるものとする。

四 「勤務した期間」又は「期間」とは、常勤としての勤務期間をいい、非常勤としての勤務期間は含めない。

二 教育職給料表(一及び教育職給料表(二)適用職員の経験年数換算表

経歴の種類	換算率	考
教員として勤務した期間	十割	時間講師、臨時的任用の期間その他直接教育に従事した一切の期間を含む。
研究会、試験場又は民間における企業体、団体等の技術者及び音楽、美術等芸術関係の従事者等で教科に直接関係のある期間	十割	
教育関係官公庁に勤務した期間	十割	
前各号に掲げる期間以外の民間における企業体、団体等に勤務した期間に勤務した期間	八割	実習助手の職に任用される者に限る。
生徒の実習に直接関係のある民間における企業体、団体等に勤務した期間	十割	臨時の任用の期間を含む。

注 この表に掲げる基準にない扱いについては、職員の経験年数換算表によるものとする。この場合において「二割五分」とあるのは「五割」とすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号（職員の任用に関する規則に基づく選考の基準について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年七月一日から適用する。

昭和三十九年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 青辰午

四 研究職選考基準中

二等級	中級	初級	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒
二等級	中級	初級	二〇	一六	一三	一七
上級	中級	初級	二〇	一六	一三	一七
大学卒	短大卒	中学卒	二〇	一六	一三	一〇

三等級に七年以上在職

を

に改める。

00983

(第3種郵便物)
認
第3544号

10

公

告

昭和39年5月25日及び6月15日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和39年7月3日 烏取県知事 石破二朗

鳥取県取扱日曜金曜

理容師

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	栗田 修	2	浜田 雄大
3	荒木 文仁	5	石橋美佐子
6	加藤美代子	8	岩本 滉美
9	田中 初子	10	田中 孝子
11	井上 淑子	12	佐々木敏子
13	山内 淳子	14	木下 和恵
15	下田 文枝	16	谷口きみ子
17	植嶋 弘子	18	清水 和子
19	平尾 繁樹	20	熊谷 幸子

美容師

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	鈴木 君枝	2	浅野美代江
4	亀井 靖子	5	綿本恵美子
7	村上 幸江	8	島本 紀代
9	蓑原 公恵	10	石井 康子
11	足立 侃子	12	五嶋 和子
13	五嶋 美子	14	瀧尾 祐子
15	福嶋美津枝	16	角 登志子
17	青木 玲子	18	青木 和子

00984

(第3種郵便物)
認
第3544号

昭和39年7月3日

金曜日 鳥取県報公報 第3544号

11